

第8章 環境影響の総合的な評価

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生体系、景観、人と自然の触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等の13項目の環境要素を対象に計画段階での環境保全措置を勘案して調査し、予測及び評価を行った。

また、「第5章 環境影響評価の結果」で示す環境保全措置は、実施に伴う他の環境要素に及ぼす影響はないが、環境影響評価項目によっては事後調査を実施し、予測の不確実性の観点から予測結果を検証するとともに、工事着手以後における環境の状態を把握することとしている。なお、環境への著しい影響が確認された場合またはおそれがある場合には、必要な措置を講じることで環境影響を低減するものとしている。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであり、総合的な環境への影響の程度は小さいものと評価する。